

## 訪問看護及び介護予防訪問看護 運営規程

## 大阪府済生会野江訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

## 第1条

社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会が設置する社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会野江訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあたっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めたと高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

## 第2条

指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- (1) 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うと共に、主治の医師及び居宅介護支援事業所、包括支援センターへ情報の提供を行う。
- (4) 前3項のほか、「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第31号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 名称 社会福祉法人恩賜財団済生会支部大阪府済生会野江訪問看護ステーション
- 所在地 大阪府大阪市城東区今福東二丁目2番26号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤	非常勤	備 考
管理者	経験のある看護師	1名	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	8名	2名	
	准看護師	名	名	
理学療法士		名	名	
作業療法士		名	名	
言語聴覚士		名	名	
事務職員		1名		

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む)を作成し、事業の提供に当たる。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による提供は、保健師又は看護師による訪問の回数を上回らない設定とする。また、業務の状況により(2)は増減がありうる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日:月曜日から金曜日(月曜日～金曜日の祝日は営業あり)
- (2) 休業日:土曜日・日曜日。年末年始 12月30日～1月3日, GW5月3日～5月5日。
- (3) 営業時間:午前8時50分～午後5時。
- (4) 緊急時訪問看護加算契約利用者は、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条

ステーションで行う指定訪問看護、指定予防訪問看護は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成(介護予防訪問看護計画書を含む)及び利用者又はその家族への説明  
利用者の希望、主治の医師の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容の記載
- (2) 訪問看護計画書(介護予防訪問看護計画書を含む)に基づく指定訪問看護、指定予防訪問看護
- (3) 訪問看護報告書作成

(利用料等)

第7条

事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。  
●実施地域を越えた地点から、自宅までの公共料金に準ずる
- (2) 死後の処置料は、20000円とする。(税込み、材料費含む)
- (3) 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をし上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大阪市の城東区、鶴見区、旭区とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条

看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治の医師への連絡が困難な場合は、緊急搬送などの必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第 10 条

指定訪問看護、予防訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応する為に必要な措置を講ずるものとする。

- (1)ステーションは、提供した指定訪問看護、予防訪問看護に関し、法 23 条の規定により市町村が行う質問もしくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力すると共に市町村からの指導助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (2)本ステーションは、提供した指定訪問看護、予防訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 本ステーションは利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定を行い必要な措置を行う。
- (2) 虐待防止検討委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 苦情解決体制の整備を行う。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施。
- (5) 個別支援計画など適切な支援の実施に努める。  
従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、利用者の権利擁護に取り組みめる環境の整備に努める。

(カスタマーハラスメントの防止)

第 12 条 当ステーション従業者に対して、暴言・暴力等ハラスメント行為が発生した場合は、管理者等が関係者間で協議し解決を図ります。解決が困難で健全な信頼関係が構築できず、訪問看護の効果が期待できないと判断した場合は、サービス責任者及び行政や居宅介護支援事業所等に相談の上、訪問看護の中止または契約解除とすることがある。

(感染症発生・まん延防止、自然災害発生時への対応)

第 13 条 自然災害発生時及び訪問看護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないよう対策を講じる。

- (1) 感染対策委員会及び防災委員会を設置し、感染症の予防及びまん延防止、自然災害時のための指針を整備し、研修及び訓練を年 1 回以上実施する。
- (2) 感染症発生時、自然災害発生時の業務継続ガイドライン (BCP) を作成し非常時の体制で早期の業務再開をはかるために必要な措置を講じます。また業務継続計画の周知・研修・訓練の実施。
- (3) 業務継続のため、近隣の訪問看護ステーションと連携し必要な看護ケア継続を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 カ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
- (3) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- (5) ステーションの職員に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護、予防訪問看護の提供をさせないものとする。

- (6) 本ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、指定訪問看護及び予防訪問看護完結の日から当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。
- (7) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団済生会支部と当ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

**この規程は、平成18年4月1日から施行する。**

(改定:平成24年9月1日、営業日変更)

(改定:平成25年4月15日、FAX番号変更)

(改定:平成26年4月1日、営業日及び営業時間の特例営業追加)

(改定:平成28年4月1日、職員数変更)

(改定:平成28年6月1日、住所地変更)

(改定:平成30年4月1日、事務員追加)

(改定:2021年6月7日、虐待防止に関する事項修正・変更。カスタマーハラスメント防止追加、感染症発生蔓延防止、自然災害発生時への対応追加)